

浜松市農業委員会農業用施設証明書交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法第4条第1項第2号及び農地法施行規則第29条第1項第1号に該当する農業用施設であることの農業用施設証明書の交付事務処理について必要な事項を定める。

(農業用施設証明願の確認)

第2条 農業用施設証明願(以下「証明願」という。)が提出されたときは、証明願の記載事項、添付書類の確認、並びに必要な他法令との整合性を確認し、農業用施設と認められるものについて調査票を付して、農業委員会の委員、浜松市農地利用最適化推進委員若しくは農業調査員(以下「農業委員等」という。)に調査を依頼するものとする。

(農業委員等)

第3条 農業委員等は、証明願及び調査票に基づいて必要事項を調査し、農業調査会において調査結果を報告するものとする。

(農業調査会)

第4条 農業調査会は、農業委員等の報告に基づいて意見を決定するものとする。

(総会への報告)

第5条 農業調査会を経た後、農業用施設証明書の交付について、農業委員会総会(以下「総会」という。)へ報告するものとする。

(農業用施設証明書の手続き)

第6条 証明願は別記様式により、正本1通・副本2通を毎月25日までに農業委員会に提出するものとする。正本には次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)

(2) 案内図

(3) 公図写

(4) 配置図

(5) 平面・立面図(建築物をともなう場合)

(6) 土地改良区の意見書

(7) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域区分

(8) 都市計画法の根拠(建築物をともなう場合)

(9) その他農業委員会が必要とする書類

(農業用施設証明書の交付)

第7条 総会への報告後、その翌日から交付するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

農 業 用 施 設 証 明 願

1．農業用施設を設置する土地の表示

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 面 積 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | 筆 | | |

2．農業用施設の概要

| 農業用施設の名称 | 農業用施設の構造及種類 | 施設数 | 一施設の面積 | 施設の総面積 | 備考 |
|----------|-------------|-----|-----------------|--------|----|
| | | | | | |
| 用 途 | | | 工事着工年月日 | | |
| | | | 工事完了予定 年 月 日 | | |

農業用施設を新設したいので農地法第4条第1項第8号および同法施行規則第29条第1項第1号に定める農業用施設である事を証明願います。

年 月 日

住所

氏名

（あて先）浜松市農業委員会会長

浜農委施証第 号

願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

浜松市農業委員会会長